

長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱

平成15年3月19日

告示第111号

改正 平成29年11月15日告示第862号

令和3年4月5日告示第312号

(目的)

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づき市街地再開発事業を施行する者等に対し長崎市市街地再開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 市街地再開発事業及び当該事業の施行を目的に準備を行う事業で、市長が必要があると認めたものをいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方住宅供給公社、特定建築者、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加している再開発準備組織及びタウン・マネージメント・センター（以下「TMC」という。）をいう。

(補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、周辺の市街地環境の状況を勘案し、特に必要と認める場合は、補助事業者に対し、補助事業に要する費用のうち、次に掲げるものについてその一部を補助することができる。ただし、補助事業者が準備組織及びTMCであるときは、第1号及び第2号アに係る費用に限り補助するものとする。また、TMCが行う場合には、再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ている者又は市街地再開発組合の組合員となることが確実な者に限る。

- (1) 基本計画等作成費
 - ア コーディネート業務に要する費用
 - イ 推進計画の作成に要する費用
- (2) 調査設計計画費

- ア 事業計画の作成に要する費用
- イ 地盤の調査に要する費用
- ウ 建築の設計に要する費用
- エ 権利変換計画の作成に要する費用

(3) 土地整備費

- ア 建築物の除却等に要する費用
- イ 仮設店舗等の設置に要する費用
- ウ 補償費等に要する費用

(4) 共同施設整備費

- ア 空地等（通路、緑地等をいう。）の整備に要する費用
- イ 供給処理施設の整備に要する費用
- ウ その他の施設（消防施設、避難施設、駐車場等）の整備に要する費用。（駐車場の整備に要する費用については、専用的又は閉鎖的に使用される駐車場の整備に要するものを除き、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成5年長崎市条例第4号。以下「附置義務条例」という。）による附置しなければならない台数（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条第1項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が附置義務条例により附置しなければならない台数を超える場合は、当該台数とする。）の整備に要するものに限る。）

- 2 補助事業に交付する補助金の総額は、補助事業に要する費用の総額（以下「総事業費」という。）の4分の1以内とする。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編 国費の算定方法（表イ－16－（1）－5）に規定する事業で、かつ、市長が必要と認めるものは、総事業費の3分の1以内とすることができる。

（施行区域）

第4条 市街地再開発事業の施行区域は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条の規定に基づく都市再生緊急整備地域として定められた区域内とする。ただし、市長が、周辺の市街地環境の状況を勘案し、特に必要と認める場合は、長崎市立地適正化計画（平成30年4月策定）の都市機能誘導区域内とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の期日は、補助事業者に対し、あらかじめ通知した日とする。

- 2 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に当該補助金の仕入れに係る消費税等相

当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者、補助事業に係る建築物及びその敷地の管理を行う者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業に係る補助金について、経理を明らかにする帳簿を作成し、市街地再開発事業の完了後5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等（補助事業により取得し、又は効用の増加した規則第19条各号に掲げる財産をいう。以下同じ。）がある場合は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間）を経過する日まで、当該帳簿を保存しておかなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、取得財産等がある場合、補助事業の完了後、速やかにその所有者、持分、用途及び補助金相当額等を明らかにした所有状況報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。所有者を変更した場合その他届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 取得財産等の全部又は一部について、その所有権を第三者に移転する者又は第三者のために権利を設定する者は、当該第三者に対し、補助金交付の条件を承継させなければならない。
- (3) 補助事業者等は、規則第19条の規定による承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- (4) 市長は、規則第19条の規定による承認をする場合は、当該事業を所管する省庁の取扱いに準じて、補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第8条 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた資産とし、同条に定める市長が

別に定める期間は、当該資産の耐用年数とする。

(入札及び契約手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けて行う補助事業については、本市が行う入札及び契約手続の取扱いに準じるよう努めるものとする。

(事業完了期日の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業が交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書（第3号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第1号の軽微な変更とは、次の各号に掲げる以外のもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

(1) 施設建築物の位置又は形態の変更

(2) 補助事業を施行する区域の変更

2 補助事業者は、前項に規定する変更を行うときは、市長に報告しなければならない。

(遂行状況報告等)

第12条 補助事業者は、毎会計年度の各四半期（第4四半期を除く。）ごとに事業遂行状況報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、着手届（第5号様式）又は完了届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、市長が必要ないと認めるときは、省略することができる。

(補助金の交付等)

第13条 この補助金は、市長が必要があると認めるときは、概算払又は前金払により交付する。

2 補助事業者が、前項に規定する概算払又は前金払による補助金の請求を行うときは、請求書に請求額を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(他事業との併用)

第14条 補助事業者が他の公的融資又は助成等を併せて受けようとするときは、事前に市長と協議を行い、その指示に従わなければならない。

(申請の取下げ)

第15条 規則第7条第1項の期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日とする。

(実績報告書)

第16条 規則第12条の期日は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、規則第12条の実績報告書を提出するときに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により報告しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、規則第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずることがあるものとする。

(補助金の返還)

第18条 規則第17条第1項又は第2項の返還の期限は、補助金の交付決定の取消しの通知の日又は補助金の額の確定の通知の日から10日以内とする。ただし、これにより難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から70日以内で期限を定めることができる。

(その他)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成15年3月19日告示第111号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則(平成29年11月15日告示第862号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月5日告示第312号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金等から適用し、同日前の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)長崎市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

所 有 状 況 報 告 書
(地区)

長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定により、別紙のとおり所有状況を報告します。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

財 産 処 分 承 認 申 請 書
（ 地区 ）

地区市街地再開発事業により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、
長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定により、関係書類を
添え、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の名称
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び補助金
- 8 財産処分の内容
 - （1）財産処分区分
 - （2）財産処分の相手方
 - （3）財産処分の目的
 - （4）財産処分する理由
 - （5）財産処分後の管理
 - （6）財産処分の期間
 - （7）財産処分の対価

（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 補助金返還額
- 10 補助金返還額の算出根拠
- 11 添付資料（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

補助事業者 住所
氏名
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

〇〇年度 事業の完了期日変更報告書
(地区)

年 月 日付け 号で標記事業に係る補助金の交付決定の通知を受け
たが、同通知に付された完了期日には、次の事由により事業の完了が困難となったので報
告いたします。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定通知に付された事業の完了期日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日
- 4 変更の事由
- 5 事業実施状況表(別表のとおり)
- 6 工事工程表

(別表)

地区(工区名)	項 目	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	当初の完了期日ま での予定出来高	備考
						%	
小計							
小計							
計							

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)長崎市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

事業遂行状況報告書

(地区)

長崎市市街地再開発事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、別紙のとおり事業
遂行状況調書を提出します。

事業遂行状況調書

事業計画作成		未着手		%
		作成中		%
		完了		%
地盤調査		未着手	箇所	%
		調査中	箇所	%
		完了	箇所	%
建築設計		未着手		%
		作成中		%
		完了		%
権利変換計画作成		未着手		%
		作成中		%
		完了		%
建築物除却等		未着手	戸	%
		作成中	戸	%
		完了	戸	%
仮設店舗等設置工事	建設	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完了	戸	%
	移転	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完了	戸	%
	補修	未着手	戸	%
		工事中	戸	%
		完了	戸	%
補償等		未着手	件	%
		交渉中	件	%

	完 了	件	%
共 同 施 設 整 備	未着手		%
	工事中		%
	完 了		%
施 設 建 築 物 建 設	未着手		%
	工事中		%
	完 了		%

第 5 号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)長崎市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

着 手 届
(地区)

年 月 日付け 号により補助金等交付決定の通知があった市街地再開発事業
(地区)は、次のとおり事業に着手しましたので、長崎市市街地再開発事業補助金交
付要綱第12条第 2 項の規定により、届出いたします。

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日
- 3 事業場所
- 4 事業内容

事業種別	実施内容

第 6 号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先)長崎市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

完 了 届
(地区)

年 月 日付け 号により補助金等交付決定の通知があった市街地再開発事業
(地区)は、次のとおり事業を完了しましたので、長崎市市街地再開発事業補助金交
付要綱第12条第 2 項の規定により、届出いたします。

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日
- 3 事業場所
- 4 事業内容

事業種別	実施内容

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所
氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書
（ 地区）

年 月 日付けで補助金の額を確定した長崎市市街地再開発事業補助金
に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額（市が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助
金返還相当額）

金 円

- 3 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

- 4 添付書類（2で補助金返還相当額がある場合）

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）
- ・2の金額の積算内訳書等